

## 地域包括ケアシステムに関する最近の動向・トピックス

## 1. 堺市における高齢化の概況（令和 5 年 3 月末時点）

## ① 高齢者人口（住民基本台帳より）

※ [] 内は令和 4 年 3 月末のデータ

	人口	総人口に占める割合
全年代	819,346 人 [823,634 人]	—
65 歳以上	231,997 人 [233,508 人]	28.3% [28.4%]
75 歳以上	132,353 人 [125,950 人]	16.2% [15.3%]

※ 全国人口 1 億 2447 万人 うち、65 歳以上人口 3619 万人（29.1%）  
（総務省統計局人口推計月報による令和 5 年 4 月 1 日現在概算値）

## ② ひとり暮らし・高齢者のみ世帯（住民基本台帳より）

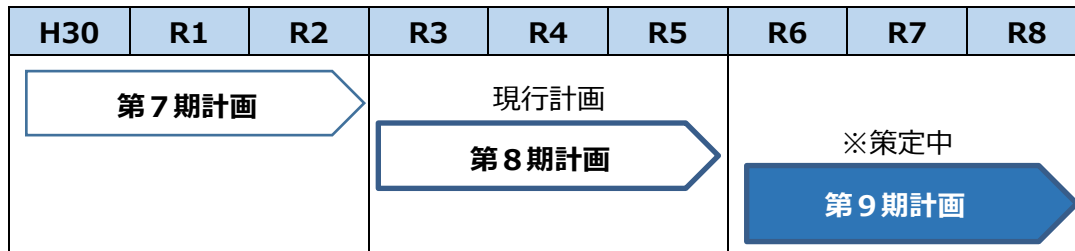
※ [] 内は令和 4 年 3 月末のデータ

	ひとり暮らし	同年代に占める割合	高齢者のみ世帯数
65 歳以上	75,314 人 [74,190 人]	32.5% [31.8%]	123,517 [122,922]
75 歳以上	49,727 人 [47,238 人]	37.6% [37.5%]	71,299 [67,456]

※ 将来推計人口については、【参考資料 1】を参照

## 2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第 117 条第 6 項に基づく介護保険事業計画を一体的に策定している「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、現行計画の計画期間が令和 5 年度に満了することから、現在、堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、令和 6～8 年度の 3 年間の計画期間とする次期計画の策定に向けて審議中である。



## 3. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立

令和 5 年 6 月、議員立法で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会で可決・成立し、6 月 16 日に公布された。公布から 1 年を超えない範囲で政令において定める日に施行される予定。

※認知症基本法の概要については、【参考資料 2】を参照

## &lt;法のポイント&gt;

目的	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 ⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）を実現
基本理念	全ての認知症の人が自らの意思で生活できること、国民の正しい知識と理解を深めること、認知症の人の意見を表明する機会・活動に参加する機会の確保、良質かつ適切な医療・福祉サービスの影響、家族等への支援、研究推進・社会環境の整備、各関連分野の総合的な取組の推進、など
自治体の責務等	基本理念に則って認知症施策を策定・実施 認知症の人・家族等の意見を聴き、市町村認知症施策推進計画を策定（努力義務）